2　前項の申請書は、特定乳児等通園支援事業者（法第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）を経由して提出することができる。

3　特定乳児等通園支援事業者は、関係市町村との連携に努めるとともに、前項の規定により第一項の申請書の提出を受けたときは、速やかに、当該申請書を提出した保護者の居住地の市町村に当該申請書を送付しなければならない。

（特定乳児等通園支援事業者を経由して申請書を提出した場合の乳児等支援支給認定証の交付）

第二十八条の二十三　前条第二項の規定により特定乳児等通園支援事業者を経由して申請書が提出された場合における乳児等支援支給認定証（法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援支給認定証をいう。以下同じ。）の交付は、当該申請の際に経由した特定乳児等通園支援事業者を経由して行うことができる。

（法第三十条の十五第三項に規定する内閣府令で定める事項）

第二十八条の二十四　法第三十条の十五第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　乳児等支援給付認定保護者の氏名、居住地及び生年月日

二　乳児等支援給付認定子ども（法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）の氏名及び生年月日

三　交付の年月日及び乳児等支援支給認定証番号

四　乳児等支援給付認定の有効期間

五　その他必要な事項

［条を加える。］

（乳児等支援給付認定の取消しを行う場合の手続）

第二十八条の二十五　市町村は、法第三十条の十八第一項の規定により乳児等支援給付認定の取消しを行ったときは、その旨を書面により乳児等支援給付認定保護者に通知するものとする。

2　前項の場合において、市町村は、次に掲げる事項を併せて通知し、乳児等支援支給認定証の返還を求めるものとする。ただし、乳児等支援給付認定保護者の乳児等支援支給認定証が既に市町村に提出されているときは、この限りでない。

一　乳児等支援支給認定証を返還する必要がある旨

二　乳児等支援支給認定証の返還先及び返還期限

［条を加える。］

（乳児等支援給付認定の変更の届出）

第二十八条の二十六　乳児等支援給付認定保護者は、乳児等支援給付認定の有効期間内において、第二十八条の二十二第一項各号に掲げる事項（第三号において「届出事項」という。）を変更する必要が生じたときは、速やかに、乳児等支援支給認定証を添えて、次に掲げる事項を記載した届書を市町村に提出しなければならない。

一　当該届出を行う乳児等支援給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該届出に係る乳児等支援給付認定子どもの居住地）

二　当該届出に係る乳児等支援給付認定子どもの氏名、生年月日及び乳児等支援給付認定保護者との続柄

三　届出事項のうち変更が生じた事項とその変更内容

四　その他必要な事項

［条を加える。］